

○国有財産法施行令第 13 条及び第 14 条の規定による通知について

〔昭和 29 年 1 月 29 日〕
〔蔵管第 361 号〕

改正 平成元年 4 月 1 日蔵理第 1668 号
同 12 年 12 月 26 日同 第 4612 号
同 13 年 5 月 25 日財理第 1922 号
同 19 年 3 月 23 日同 第 948 号
同 21 年 12 月 22 日同 第 5538 号
同 25 年 4 月 1 日同 第 1627 号
令和元年 7 月 5 日同 第 2378 号
大蔵省管財局長から各財務局長宛

標記のことについて、別紙のとおり各省各庁官房会計課長あて通達したので、通知する。

別 紙

国有財産法施行令第 13 条及び第 14 条の規定による通知について

〔昭和 29 年 1 月 29 日〕
〔蔵管第 361 号〕

大蔵省管財局長から各省各庁官房会計課長宛

国有財産法第 8 条第 1 項ただし書の普通財産を所管する各省各庁において、当該財産を貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、又は貸付け以外の方法により使用若しくは収益をさせたとき、及び各省各庁において行政財産を用途又は目的を妨げない限度において使用又は収益をさせた場合における国有財産法施行令第 13 条（同条第 2 項に係る通知を除く。）及び第 14 条の規定による財務大臣に対する通知については、別紙様式 1 により、当該財産を所管する部局長から所轄財務局長、福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長あて通知することとされたい。

また、国有財産法施行令第 13 条第 2 項の規定による財務大臣に対する通知について

は、別紙様式 1 により、当該財産を所管する各省各庁の長（総括部局長）から財務大臣（財務省理財局長）あて通知することとされたい。

ただし、国有林野の管理経営に関する法律第 2 条第 1 項に規定する国有林野については、別紙様式 2 により通知できるものとする。

なお、昭和 29 年 5 月 13 日付蔵管第 1632 号「国有財産法施行令第 13 条及び第 14 条の規定による通知について」通達は、廃止する。

別紙様式 1

国有財産法施行令第 13 条及び第 14 条の規定による通知

(部局名)

処理事項					
当該財産の台帳記録事項	区 分	種 目	数 量	価 格	時 価
				円	円
相手方の住所氏名	住 所				
	氏 名				
貸付料又は売払代金		貸付期間	自令和 年 月 日 至令和 年 月 日		
用途指定	用 途				
	始 期	令和 年 月 日			
	期 間	自令和 年 月 日		至令和 年 月 日	
	相手方の利用計画				
その他参考となるべき事項					

(記載要領)

- 1 処理事項欄は、契約の種類及び国有財産の分類別に貸付け、貸付け以外の方法による使用又は収益、交換、売払い、譲与の別を記入すること。(例えば、随意契約による売払い等)
- 2 当該財産の台帳記録事項欄は、財産の一部について貸付け、貸付け以外の方法による使用又は収益、交換、売払い、譲与をさせた場合には、その財産の一部についての台帳記録事項を記入することとし、交換については、取得した財産の数量及び時価を朱書き併記すること。
- 3 貸付料又は売払代金欄は、貸付料、貸付け以外の方法による使用又は収益の場合にはその対価(使用料)又は売払代金(交換の場合には交換差金、株式の売払いをしようとする場合には売払予定価格)の別を記入すること。
- 4 貸付期間欄は、貸付期間又は貸付け以外の方法による使用又は収益の期間を記入すること。
ただし、株式の売払いをしようとする場合は、売払いの時期を記入すること。
- 5 用途指定欄は、用途を指定した場合には当該事項について記入すること。

- 6 その他参考となるべき事項欄には、貸付け以外の方法により使用又は収益をさせた場合の内容又は株式の売払いをしようとする場合には売払方法その他の参考事項等を記載すること。

別紙様式 2

国有財産法施行令第 13 条の規定による通知（国有林野） 年度

財務（支）局名

森林管理局名

処理事項		件数	土 地		立 木		工 作 物		備考
			数量	価格	数量	価格	数量	価格	
貸 付 け	有 料								
	無 料								
	小 計								
売 払 い	整理処分								
	林野整備								
	小 計								
交 換									
譲 与									
部 分 林									
共 用 林									
計									

（記載要領）

- 1 国有林野と共に処理する立木竹及び林道等の工作物は本通知により報告する。
- 2 貸付け以外の方法により使用又は収益させた場合は貸付け欄に合算し記入すること。
- 3 交換については交換に供した財産の数量及び交換価格を記入すること。